教育実習を希望される方へ

教育実習生の受け入れについて

１　教育実習生受け入れの原則

教育実習の受け入れについて、次のことを原則とします。

（１）本校卒業生であること。

（２）将来教職に就くことを希望する人で教員採用試験を受験すること。

※原則から外れている場合、本校所属教職員を通じてご相談ください。

２　教育実習希望者の受付

（１）教育実習の希望の受付は教育実習前年度の４月１日から４月末日までを原則とします。

（２）仮申込みフォームに入力をして、教育実習担当者からの連絡をお待ちください。

（３）その後、教育実習希望者には「教育実習申込書」に記入をしてもらうとともに、教育実習担当者が面接を行います。

３　教育実習の受け入れの可否

（１）教育実習の受け入れの可否は４月末日までに申し込みのあった人について５月中旬に当該教科の教科会議で審議します。

（２）同一期間の総受け入れ人数は、最大２４名までとしますが、各教科・科目の状況により、下記実習実施期間での実施とならない場合があります。また、教育実習希望のあった教科・科目で、教科・科目の教員数が少数の場合、（芸術・情報・家庭）同一時期の受け入れは１名となります。

（３）受け入れの決定した方については、関係大学に内諾書（承諾書）を送付します。

（４）内諾書送付後、諸般の事情により実習を行うことができなくなった場合、速やかに高校へご連絡ください。

４　実習の実施

（１）実習実施時期は、原則として、１学期（５月下旬～６月中旬）とします。

※３（２）により実習時期が異なる場合は個別にご連絡いたします。

（２）実習生は指定した期日に来校し、実習生打ち合わせを行います。

（３）実習については教務部が作成した「実習生打ち合わせ資料」に従って実習を行ってもらいます。